

確定申告書等作成コーナー/e-Tax (国税電子申告・納税システム)



所得税の
確定申告書が
ホームページで作成
できるのですか？



国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー

所得税など個人の方の申告は、画面の案内に従って金額等を入力すれば、申告書等が作成できます。

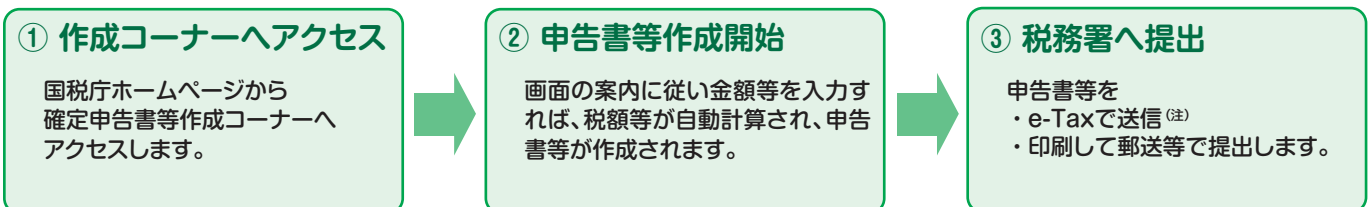
「確定申告書等作成コーナー」でできること

- 確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば確定申告書等を作成できます。
なお、作成した確定申告書等はe-Taxで送信することができます。
また、印刷して郵送等により提出することもできます。
- 作成中の申告書等データを保存し、その保存したデータを読み込んで作業を再開することができます。
また、作成した申告書等データを保存しておけば、翌年の申告時に読み込んで活用できます。

「確定申告書等作成コーナー」の種類

- 確定申告書等作成コーナー
作成できる申告書等は、以下のとおりです。
① 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 ② 青色申告決算書・収支内訳書
③ 消費税及び地方消費税の確定申告書 ④ 贈与税の申告書
注:平成30年分の確定申告書等作成コーナーは、平成31年1月上旬公開予定です。
- 更正の請求書・修正申告書作成コーナー
注:平成30年分の更正の請求書・修正申告書作成コーナーは、所得税及び復興特別所得税、贈与税については平成31年3月中旬に、消費税及び地方消費税については、平成31年4月上旬にそれぞれ公開予定です。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成して税務署に提出するまでの流れ



注:e-Taxで送信する場合は、マイナンバーカードなどの電子証明書及びICカードリーダライタの準備が必要です。
なお、平成31年1月から、マイナンバーカード及びICカードリーダライタをお持ちでない方については、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードのみでe-Tax送信ができるようになります。(ID・パスワード方式)

スマホで確定申告

平成31年1月から「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。

- スマホで見やすい専用画面
給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます。
- ID・パスワード方式で手続完結
ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信できます。

注1:ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス(有料)を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

注2:タブレット端末からもご利用いただけます。

確定申告書等作成コーナーは、国税庁ホームページからご利用ください。

www.nta.go.jp

作成コーナー

検索

インターネットでも
申告や納税が
できると聞いたの
ですが…



e-Tax(国税電子申告・納税システム)

税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続をすることができます

e-Taxとは

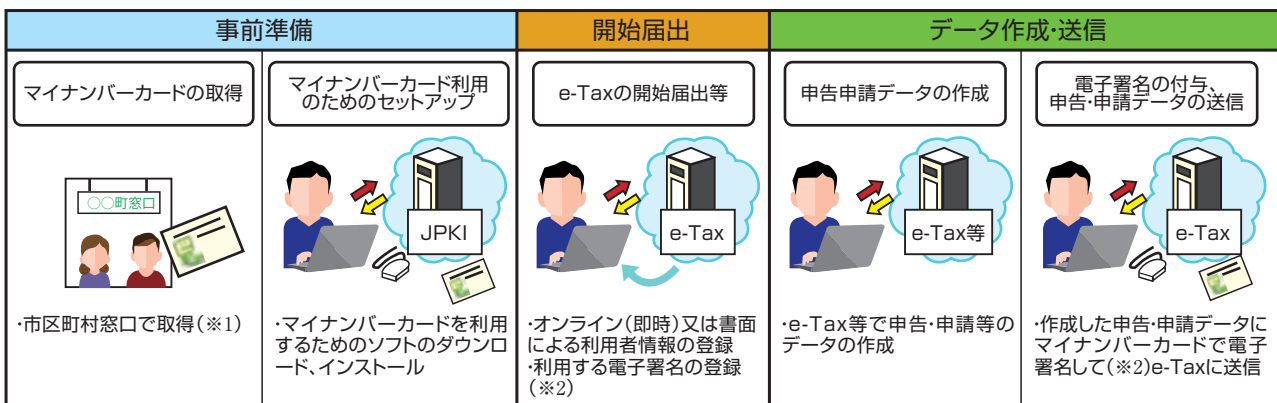
- e-Taxでは、税務署に出向くことなく、インターネットを利用して所得税、消費税、贈与税などの申告や源泉徴収票などの提出、青色申告の承認申請などの各種手続を行うことができます。
- 税金の納付も、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ダイレクト納付(※)やインターネットバンキング、ペイジー(Pay-easy) 対応のATMを利用して全ての税目について行うことができます。

※ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告などをした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税の納付ができるものです(ダイレクト納付利用届出書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。)

e-Tax利用を利用するとこんなメリットが!

- 所得税等の確定申告をe-Taxで行う場合、源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(法定申告期限から5年間保存しておく必要があります。)
- 自宅や税理士事務所からe-Taxで還付申告を行う場合、書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと、書面請求の場合より手数料が安価です(電子ファイルでの交付のほか、書面での交付も請求できます。)

e-Taxご利用の流れ



※1マイナンバーカードには、電子署名を付与するための電子証明書が標準的に搭載されています。

※2マイナンバーカードで電子署名を付与できるようにするためには、パソコンに市販のICカードリーダー/ライターをつなげる必要があります。

もっと便利に!



- スマートフォンやタブレット端末からでも納税証明書の交付請求が行えます(税務署窓口で受け取れます。)
- eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用すれば、支払報告書と源泉徴収票を一括作成し、送信することができます。詳しくはeLTAXホームページ(www.eltax.jp/www/contents/1471580655297/index.html)をご確認ください。
- 平成31年1月からe-Taxの利用手続がより便利になります。詳しくはP45「コラム《平成31年1月からe-Taxの利用手続がより便利になります》」をご覧ください。

e-Taxの利用可能時間

- 確定申告期間
全日(土日祝日等を含みます。)
⇒ 24時間(メンテナンス時間を除きます。)
- その他の期間
月曜日～金曜日(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)
5月、8月、11月の最終土曜日及び翌日の日曜日
⇒ 8時30分～24時

※利用可能時間は、変更する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください



利用開始の手続、e-Taxの推奨環境、「e-Taxソフト」の操作方法及びよくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報をお知らせしています。

www.e-tax.nta.go.jp

